

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年10月16日認可した。

平成27年10月23日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市綾歌町土地改良区	農業基盤整備促進事業（水路改修事業）赤坂地区
〃	農業基盤整備促進事業（水路改修事業）重永地区